

議会基本条例の検証結果について

1. 経緯

加西市議会では、平成 22 年 6 月に議会基本条例を制定し、4 年後の平成 26 年度に初めて条例の検証を行うとともに、その検証結果に基づき平成 26 年 12 月定例会で条例の一部を改正しました。

その後、平成 30 年度に条例制定から 2 回目、そして、令和元年の一般選挙から任期 2 年を経過した令和 3 年度に 3 回目となる検証及び見直しを行いました。

2. 検証経過

令和 3 年 8 月より、議会運営委員会を月 1 回程度開催し、条文ごとに達成度や現状及び課題を確認する検証シートを使って、改善すべき項目を洗い出し、その対応策について協議を重ねました。

3. 検証結果

改善等の見直しが必要となった主な内容は下記のとおりです。なお、令和 3 年 12 月定例会初日に条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。

項目	条項	内容
広報の充実	第 7 条	議案に対する各議員の質疑や一般質問の内容は、議会だよりで発信していますが、ホームページにおいても既に議案や議決結果等を掲載しており「議会ホームページ」を条文に加えることとしました。
議決事項の追加	第 11 条	「障害福祉計画・障害児福祉計画」と密接に関連する「障害者基本計画」を議決事項に加え、一体的に審議することとしました。

※改正の内容については、別紙の新旧対照表をご覧ください。

令和3年度 議会基本条例検証の取り組み経過

- 令和3年 6月 23日 議会運営委員会終了後
・検証シートを用いて検証することの協議、決定
- 令和3年 8月 19日 議会運営委員会
・検証シートを用いて達成度、現状、課題について意見を出し合う
- 令和3年 8月 25日 議会運営委員会
・検証シートを用いて達成度、現状、課題について意見を出し合う
- 令和3年 10月 21日 議会運営委員会
・論点になっている項目の改善策の方向性を協議
・議会会議規則の改正を協議し決定
- 令和3年 11月 9日 議会運営委員会
・これまでの協議の内容を踏まえての基本条例改正案を協議、決定
・議会基本条例実施要項の改正を協議し決定
- 令和3年 11月 30日 第293回12月定例会の初日に議会基本条例の一部を改正する条例案を議会運営委員会提出議案として提出し、全会一致で可決

加西市議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表（令和3年11月30日改正）

改正後	改正前
<p>(前文) (略) 議会の使命を達成するために、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）が定める概括的な規定の遵守とともに、市民の<u>福祉の増進</u>と市民に信頼される議会を目指し、議会に関わる基本的事項について、この条例を制定するものです。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、加西市政と住民自治の進展にふさわしい、議会及び議員の活動の活性化と充実のために、情報公開による透明性や公平・公正の確保、政策活動等への多様な市民参加、議員間の活発な討議の展開、市長等執行機関（以下「市長等」という。）との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について議会運営の基本事項を定めることにより、<u>市民</u>が主人公として安心して暮らせるまちづくりの推進をはかることを目的とします。</p> <p>(市民参加及び情報公開) 第6条 (略) 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会の<u>インターネット配信</u>をします。 3～7 (略) (議会だより、広報の充実) 第7条 議会は、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容について議会だより及び<u>議会ホームページ</u>で公表します。 2・3 (略) (議決事項の追加) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。 (1)～(4) (略) (5) <u>障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画</u> (6)・(7) (略)</p>	<p>(前文) (略) 議会の使命を達成するために、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）が定める概括的な規定の遵守とともに、市民の<u>福利の向上</u>と市民に信頼される議会を目指し、議会に関わる基本的事項について、この条例を制定するものです。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、加西市政と住民自治の進展にふさわしい、議会及び議員の活動の活性化と充実のために、情報公開による透明性や公平・公正の確保、政策活動等への多様な市民参加、議員間の活発な討議の展開、市長等執行機関（以下「市長等」という。）との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について議会運営の基本事項を定めることにより、<u>住民</u>が主人公として安心して暮らせるまちづくりの推進をはかることを目的とします。</p> <p>(市民参加及び情報公開) 第6条 (略) 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会の<u>インターネット配信</u>をします。 3～7 (略) (議会だより、広報の充実) 第7条 議会は、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容について議会だよりで公表します。 2・3 (略) (議決事項の追加) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。 (1)～(4) (略) (5) <u>障害福祉計画・障害児福祉計画</u> (6)・(7) (略)</p>